

「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正（案）」に対する市民政策コメントの結果について

実施期間 令和5年1月20日（金）～2月9日（木）

件数 13件（5名）

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

No.	ご意見	市の考え方
1	新たに文言を付け加えられるもの（犯罪被害者や性的マイノリティなど）についても、それ以前から、条例を基につくられる基本方針のなかで扱っているものなので、そういったことを考えても、条例はより普遍的に、あまり細かく内容を設定しなくてもよいのではないか。	本条文の改正の趣旨は、社会情勢の変化や価値観の多様化を踏まえて新たな人権問題を明示し、周知を図ってまいりたいと考えたものです。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
2	改正の内容、理由について、よく理解できるものと思う。 条例第2条「市の責務」の2項の変更後の条文について。 「2 市は、部落差別をはじめ、女性、…在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとする感染症等の病気に関わる人、…」と一文の中に（はじめ）（～はじめとする）（～はじめとする）と重なる表現があり読みづらい。（～をはじめとする）という例示は省けないものか。9つも並記してあり、読みにくい。	例示が多く、読みづらいというご指摘については、市民の皆様によりご理解いただけるよう、さまざまな人権問題を示し、周知を図ってまいりたいと考えたものです。また「はじめとする」という表現は、法令的な言葉として用いていますが、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
3	部落差別をはじめ、の後の例示については人にかかわるものが続くが、性的指向、性自認は人ではないので並べることに少し違和感がある。また、その後続く、差別、人権侵害のつながりがわかりづらく感じる。	性の多様性において、LGBTや性的少数者など「人」を表す言葉はありますが、性のあり方は一人ひとり違うことをふまえ「性的指向及び性自認」という表現を用いました。
4	部落差別をはじめ、より以下は、女性、障害者などその人権問題で差別や虐待を受ける可能性のある「人」について言及されているが、性的指向や性的自認は「人」についてではなく、文の流れに違和感がある。	
5	第2条2項について素案で述べられている改正案を、「（市の責務）第2条2 市は、部落、女性、障害者、子ども、高齢者、在日外国人、入れ墨（刺青、タトゥー）のある人、感染症等の病気に関わる人、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認する人等に対する差別、虐待等のあらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。」に訂正する。	このたびの改正においては、新たな人権問題としまして、感染症、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認を追加することを考えておりますが、今後も時代情勢を反映した条例となるよう継続して考えてまいります。

No.	ご意見	市の考え方
6	<p>感染症等という言葉を入れたことで、「等」という文字は入っていますが、そのほかの病気についての印象が薄まったように感じます。新型コロナウイルスの関連はわかりますが、HIV、認知症や難病の人など、これまでこの項目の中で扱われていたものが見えにくくなる気がする。</p>	<p>感染症に関する人権問題の一つにハンセン病問題がありますが、ハンセン病は誤った知識や感染症への恐怖心が偏見を生み、差別が助長されてきた歴史があります。その他にもHIV感染者やエイズ患者への差別・偏見はいまだに存在しています。令和2年、新型コロナウイルス感染症が発生し爆発的に拡大すると、この病気に対する正しい知識や理解不足から、感染者への誹謗中傷、医療従事者に対しても差別や偏見が起こり、大きな社会問題となりました。今後、感染症を理由とした差別を起こさないよう、「感染症」という文言を条例に明示したのもので、改正案のとおりとさせていただきます。</p>
7	<p>新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する誹謗中傷に言及するため、「さまざまな病気」を「感染症等の病気」に変更されていると思うが、「感染症等の病気」という記述だけではその意図は伝わりにくく、かえって病気＝感染症というように意味が狭まり、基本方針で言及されているような若年性認知症の問題などが薄まってしまうのではないかと。ここは従来通り「さまざまな病気」のほうがよいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨は、本条例に基づく「人権施策基本方針」に「病気にかかわる人の人権問題」として、ハンセン病をはじめ、HIV感染者やエイズ患者、精神疾患、難病、若年性認知症をとりあげ、「さまざまな病気」を示してまいります。</p>
8	<p>第2条2項中、「ハンセン病回復者をはじめとする感染症等の病気に関わる人」を「ハンセン病回復者をはじめとする感染症等の病気、HIV、難病などさまざまな病気に関わる人」に改正。HIV、難病などさまざまな病気も記述に加えた方が、いろんな病気で悩んでいる方がいるので記述し直すべきと考える。</p>	
9	<p>第2条2項中、「障害者」を「障がい者」に改正。障害は、今は障がいが主流のため「害」については、ひらがなが良いと思う。</p>	<p>本市においては、市が作成する文書においてできるだけ「害」をひらがな表記とすることとしていますが、条例については、法令において「障害」という表記が用いられていることから、同様に漢字表記としているものです。</p>
10	<p>「・・・等に対する差別、虐待等やあらゆる人権侵害・・・」とありますが、「差別」「虐待」「人権侵害」は、「部落差別をはじめとする～性的指向及び性自認等」のすべてにかかるという捉えでいいか。「性的指向及び性自認」に対する差別、虐待というのは特にそうですが、たとえば「犯罪被害者及びその家族又は遺族」に対する虐待とは具体的にどんなものでしょうか。正しい捉え方があれば説明をお願いします。</p>	<p>本条文中の「差別、虐待」という表現は、人権侵害の例示として挙げているもので、条例では、「部落差別をはじめとする～性的指向及び性自認等」の「あらゆる人権侵害をなくすため」と、つながっていきます。虐待とは、身体的な暴力だけではなく、心理的な負担を迫らせるものもあり、例えば、大声でどなられる、誹謗中傷をうける、自尊心を傷つけられる、生活の自由を奪われる等の行為があげられます。犯罪被害者及びその家族又は遺族は、犯罪を受けた直後に、周囲の無理解や心無い言動に精神的な苦痛を受けたり、住んでいた場所を追われるなど、二次的被害に苦しめられる場合があり、この二次的被害が虐待に相当すると考えます。</p>

No.	ご意見	市の考え方
11	<p>本条例の施行から10年以上経過した。この間に市民の間では価値観の変化や多様化さらには人権についての思考や見識等が大きく変化してきていることにより、本来のただし人権尊重の社会づくりの精神が閉塞的で閉鎖的な方向へと傾きつつある。よって今後はさまざまな人権問題について多面的かつ重層的な人権の意識向上を目指す人権施策が求められているものと思料する。</p> <p>現行条例の前文に示される「この理念の下に、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。」の文面の一部を、「この理念の下に、あらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。」に訂正する。</p>	<p>前文については、本条例に基づく「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」からも様々なご意見をいただき、今後も十分な議論が必要で、慎重に考えてまいります。前文の改正は、このたびの意見募集の対象ではありませんので、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>現行条例の前文に示される「…、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見、及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。」を「…、インターネット上において多様な視点から新しい人権についての見解が数多く見られ、今日では、より強い人権尊重を基本とする社会づくりの真価が問われている。」に訂正する。</p>	
13	<p>第4条に事業者が明示されたことで、第1条は、市、市民、事業者の順に表現されているが、第5条は、市民、事業者、市の順に表現されている。主体がどちらかによるのかもしれないが、順を統一してはどうか。</p>	<p>本条例の構成は、まず「市の責務」を規定し、次条に「市民の役割」を規定しているため、第1条はその順で表示しているものです。第5条については、ご意見にありますとおり、自治の主体は市民であると考え、「市民」を最初に記述しています。本条例は、市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、差別のない人権尊重の社会を実現することを目的としているものです。</p>